

株主提案権行使書

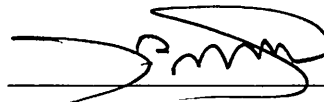
2018年4月16日

東京都中央区日本橋室町2-4-3  
日本橋室町野村ビル  
株式会社新生銀行  
代表取締役 工藤 英之 様

ダルトン・キズナ (マスター) ファンド・エルピー  
1601 Cloverfield Blvd, Suite 5050 N  
Santa Monica, CA 90404

キズナ・ジーピー・エルエルシー  
ジェネラル・パートナーとして

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー  
マネージング・メンバーとして



氏名：James B. Rosenwald III

役職：マネージング・メンバー

弊ファンドは、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが運用するファンドであり、株式会社新生銀行（以下、「貴行」といいます。）の議決権 300 個以上を 6 か月以上前から自己名義で保有する貴行の株主です<sup>1</sup>。弊社は、貴行に対して、2018 年 6 月開催予定の貴行の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、下記の事項を会議の目的とし、かつ、同議案の要領を本定時株主総会にかかる株主総会招集通知に記載することを請求します。

<sup>1</sup> 上記を含め、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーは、その運用する顧客口座にて口座金融機関名義で、2018 年 3 月 31 日時点で、貴行の普通株式 14,084,600 株を運用管理しています。

## 議案 取締役の報酬額改定（譲渡制限付株式報酬導入）の件

### 1. 議案の要領

社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）それぞれに対して、各対象取締役の職務に対する報酬として、現行の取締役報酬に追加して、下記のとおり金銭債権を支給する。

- 当該金銭債権は譲渡制限付株式報酬に係る第三者割当てに対する現物出資に充てられるものとする。
- 対象取締役に支給する金銭債権の総額は年額2億円以内とする。
- 具体的な支給時期、発行株式数及び配分については、取締役会で決定する。

### 2. 提案の理由

私共は日頃より投資先の皆様に積極的な株式報酬の実施をお勧めしております。私共の願いは、取締役の皆様が多くの株式（長期目標の目安として基本報酬の5倍程度）を保有する事で、長期な会社の存続・発展に事業オーナーとしてお取り組み頂けるようになる事です。これによる長期的な業績・価値向上の便益は報酬の費用をはるかに上回るものと期待しております。

数ある株式報酬制度のなかでも私共は譲渡制限付株式報酬をお勧めしております。これは「攻めの経営を促す役員報酬」制度として、経済産業省の主導のもと2016年に税制改正を経て実質的な制度解禁がなされた制度です。疑似的な株式所有であるストックオプションと異なり、譲渡制限付株式報酬は付与されたその日から通常の株式と議決権と配当権を有する事になり、オーナーシップの醸成手段として望ましい性質を有していると私共は考えます。

以上

2018年4月24日

東京都中央区日本橋室町2-4-3

日本橋室町野村ビル

株式会社新生銀行

代表取締役 工藤 英之 様

関係各位

貴行が2018年4月23日付けで発表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（以下、「貴行提案」といいます。）に関して、以下のとおりご連絡します。

1. 弊ファンドは、2018年4月16日付で貴行に対して株主提案権を行使し、譲渡制限付株式報酬の導入の議案を2018年6月開催予定の貴行の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを会議の目的とし、かつ、同議案の要領を本定時株主総会にかかる株主総会招集通知に記載することを請求しました（以下「弊ファンド提案」といいます。）。
2. 貴行提案は、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において承認された取締役の報酬額の枠内（以下、「現行取締役報酬限度枠」といいます。）において譲渡制限付株式の交付を目的とした報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」といいます。）を支給することとしているのに対し、弊ファンド提案は、現行の取締役報酬に追加して譲渡制限付株式報酬を導入することを提案するものですので、貴行提案と弊ファンド提案は、その位置付け（現行取締役報酬限度枠の枠内か否か）及び金額規模において異なるものです。
3. しかしながら、弊ファンド提案は、現行取締役報酬限度枠の枠外で譲渡制限付株式報酬を支給しつつ、現行取締役報酬限度枠の中でも同様の報酬を支給することを禁止する趣旨ではございません。

4. 貴行提案についても、発表された概要を拝見する限り、弊ファンド提案のように現行取締役報酬限度枠の枠外でも譲渡制限付株式報酬を支給することを禁止する趣旨は含まれていないものと思われます。

5. 従って、貴行提案及び弊ファンド提案は、その内容は異なるものの論理的には両立するものです。また、両提案は、それぞれ企図する目的は取締役企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブを与えるという点において共通しており、株主としては、両方の提案に賛成するということも選択肢として十分にありうるものと考えます。この点、株主に無用の混乱を招くことのないよう、本定時株主総会にかかる株主総会招集通知において明確にさせていただき、ここに要請いたします。

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー



James B. Rosenwald III

マネジング・メンバー